

高萩・北茨城広域事務組合建設工事請負業者選考規程

令和元年10月9日

訓令第11号

改正 令和2年1月10日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合が発注する工事等の請負契約における請負業者の選定について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において「工事等」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事及び建設工事を伴う委託業務をいう。

(選考委員会)

第3条 請負業者の選定について審議するため、高萩・北茨城広域事務組合建設工事請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第4条 選考委員会の委員は、次に掲げる職にある者を充てる。

- (1) 参与
- (2) 事務局長
- (3) 企業局長
- (4) 事務局次長

2 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定められた者をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、選考委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選考委員会は、必要に応じ委員長が招集する。ただし、委員長が急を要すると認めるものについては、持ち回り審議をもって選考委員会の開催に代えることができる。

2 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 委員長は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(審議事項)

第6条 選考委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 入札方法の決定に関する事項

(2) 工事等の請負業者の選定に関する事項

(3) 入札談合情報等の対応に関する事項

2 選考委員会における入札談合に関する情報への対応等については、別に定める。

(入札方法の決定)

第7条 入札方法の決定は、工事等の規模、技術的特殊性等を総合的に判断し、決定するものとする。

(請負業者の選定)

第8条 請負業者の選定は、高萩市又は北茨城市の建設工事等入札参加者資格審査会の審査を経た者（以下「入札参加資格者」という。）で別に定める基準に従い、次に掲げる事項に留意して選定するものとする。

(1) 信用度

(2) 不誠実な行為の有無

(3) 工事成績

(4) 手持工事の状況

(5) 技術者の状況及び技術的適性

2 前項の規定にかかわらず、工事等の状況に照らして必要があるときは、直近上位等級又は直近下位等級に格付けされた者の中から選定することができる。

3 次に掲げる工事等については、第1項の規定にかかわらず、入札参加資格者のうちから選定することができる。

(1) 災害復旧等のため緊急又は短期間に完成させる工事等

(2) 特定の機械又は技術を必要とする工事等

(3) 等級区分の定めがない工事等

(4) その他管理者が特に必要と認める工事等

4 環境総務課長は、あらかじめ前2項の規定により推薦調書（別記様式）を作成し、事務局副参事との協議を経て、選考委員会に提出しなければならない。

(特例)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、選考委員会に付さないで選定することができる。

(1) 災害時における応急対策に伴う工事等

(2) 設計金額が300万円未満の工事等

(発注金額別指名業者数)

第10条 発注金額別指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、施工能力の現状把握をし、適格者が不在のときは、指名業者数を減ずることができる。

(秘密の保持)

第11条 選考委員会で知り得た秘密に係る事項及び審議の内容については、何人もこれ

を他人に漏らしてはならない。

(庶務)

第12条 選考委員会の庶務は、環境総務課が行う。

(報告)

第13条 委員長は、審議の結果を管理者に報告しなければならない。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和元年10月9日から施行する。

附 則 (令和2年訓令第1号)

この訓令は、令和2年1月10日から施行する。

別表（第10条関係）

発注金額別指名業者数

発注金額	指名業者数
500万円未満	6社以上
500万円以上1,000万円未満	8社以上
1,000万円以上	10社以上